

令和 8 年熊本地震に関するよくあるご質問について  
(令和 8 年 9 月 16 日現在)

1 - 技能実習生の雇用維持等について

Q1-1

地震の影響により実習継続が困難になった場合はどうしたらよいですか。

A1-1

被災により技能実習の継続が困難となった場合は、技能実習実施困難時届出書の提出が必要となります。技能実習実施困難時届出書については、困難になった事由が発生してから 2 週間以内の提出を求めているところですが、状況を勘案し、提出が可能となった段階で速やかに届け出ることで差し支えありません。

Q1-2

地震の影響により、技能実習生を休業させることになりました。この場合、休業手当の支払いは必要ですか。

A1-2

使用者の責に帰すべき事由により技能実習生を休業させる場合には、労働基準法第 26 条に基づき、平均賃金の 100 分の 60 以上の休業手当の支払いが必要になります。

なお、休業の理由について、労働基準法第 26 条における使用者の責に帰すべき事由の具体的な判断基準については所轄の労働基準監督署にお尋ねください。

また、「経済上の理由」により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者を休業させ、休業手当の支払いをする場合には、雇用調整助成金の対象となる場合があります。詳細については、熊本労働局の職業対策課助成金センター（096-312-0086）にお尋ねください。

Q1-3

地震の影響により技能実習の継続が困難でしたが、復旧作業等が終了して技能実習を再開する場合、「変更認定申請」か「軽微変更届出」のいずれの手続を行えばいいですか。

A1-3

中断後の再開と同様、技能実習実施困難時届出書を提出したのち、困難となった事由が発生してから 1 か月以内に、当該事由が解消されて実習を再開する場合は、技能実習が困難となった理由及び再開するに至った経緯等を記載した理由書（様式自由）を提出して再開してください（技能実習計画の変更認定手続は不要です）。

なお、月ごとの合計時間数を 80 時間以上減少することになる場合等、軽微な変更に当たる場合には、軽微変更届出書も提出してください。

一方で、困難となった事由が発生してから1か月を超える期間が経過した後に解消され、実習を再開する場合は、技能実習計画の変更認定申請が必要です。再開前に技能実習計画の変更認定を受け、実習を再開してください。

#### Q1-4

余震等への対応から営業を再開できておりません。これにより実習時間数を変更する場合、軽微変更届の提出が必要ですか。

#### A1-4

営業を再開できずに技能実習を行わせることが困難となっている場合は、まず技能実習実施困難届出の提出が必要になります。

そのうえで、再開時の手続としては、事由発生から1か月以内に解消して再開する場合は変更認定は不要です（理由書を提出）。また、1か月を超えて解消した場合は、再開前に技能実習計画の変更認定が必要です。

また、実習時間数の変更に当たっては、年間の合計時間数を予定の50%以上に相当する時間数を変更する場合には変更認定が必要であり、25%以上50%未満に相当する時間数を変更する場合には軽微変更届出が必要となります（25%未満であれば手続きは不要です。）。

#### Q1-5

地震の影響により実習を一時中断していた期間を後ろ倒しする場合にはどのような手続きが必要ですか。

#### A1-5

技能実習実施困難時届出書を提出した後、困難となった事由が解消され、実習を再開し、計画の終期が変更になる場合は、技能実習計画の変更認定手続を行うことが必要です。

## 2-転籍関係について

#### Q2-1

地震の影響により実習継続が困難となり、速やかに技能実習生を別の実習実施者に転籍させたいのですが、どのような手続が必要ですか。

#### A2-1

技能実習実施困難時届出書を提出した上で、新たな実習実施者の所在地（法人の場合は本店所在地）を管轄する機構地方事務所・支所に対して技能実習計画認定申請を行ってください。

なお、当該申請を行う際は必要書類を揃えてから郵送で提出いただくことが原則になりますが、震災の影響で一部の書類が揃わない、郵便物を発送しても到着に時間がかかる等

も想定されます。このような場合は、個別に申請先の機構地方事務所・支所にご相談いただき、事情をお伺いした上で、対応方法を検討させていただきます。

## Q2-2

技能実習生を避難させるため、一時的に他の実習実施者に転籍させ、復旧作業が終了したら、再度元の実習実施者に転籍させることはできますか。

## A2-2

以下の要件を満たしていれば転籍は可能です。

- (1) 災害があった当時、技能実習を行っていた事業所が、当該災害に係る災害救助法の適用を受ける市町村に所在していること。
- (2) 当該災害の影響により転籍前実施者における技能実習の継続が困難となり、在籍する技能実習生を転籍後実施者の下に転籍させていること。
- (3) 当該災害の影響により技能実習の継続が困難となった転籍前実施者において技能実習の再開が可能となっていること。
- (4) 技能実習生と転籍後実施者の間で雇用契約解除の合意があること、及び技能実習生と転籍前実施者の間で雇用契約締結の合意があること。

## Q2-3

地震による影響で、異なる職種への転籍は可能ですか。

## A2-3

異なる職種への転籍は認められません。ただし、同一職種・作業を行うことができる転籍先を探したもの、見つけることができないといった事情が認められる場合には、同一職種内であれば異なる作業への変更が認められることがあります。

## Q2-4

技能実習が困難となった被災地域の技能実習生を受け入れたいと考えています。どのようにしたらよいでしょうか。

## A2-4

受入を希望する監理団体は、[実習先変更支援サイト](#)に技能実習生の募集情報を登録することができます。本サイトを初めて御利用される監理団体は、利用登録が必要になりますので、規約に同意いただいた上で、新規登録情報（監理団体許可番号、監理団体名、電話番号及びメールアドレス等）を入力ください。利用登録済みの監理団体は、技能実習生の募集情報を登録ください。実習先変更支援サイトに係るご相談は、外国人技能実習機構本部援助課まで、また転籍に係るご相談は地方事務所・支所の援助担当までお問い合わせください。

### 3-技能実習生が行う作業関係について

#### Q3-1

技能実習生に実習先の復旧作業をさせてもよいですか。

#### A3-1

被災した実習実施者の事業所における瓦礫の片付け作業等については、機械・器具等を安全に使用可能な状態にするなど、技能実習を行うに当たっての環境を復旧するための作業として、技能実習の安全衛生業務に該当し得るものと整理されています。

なお、技能実習環境の復旧に相当な時間を要するために、上記復旧作業を継続する場合は、地方出入国在留管理官署において、資格外活動の許可を受ける必要があります。

#### Q3-2

技能実習生が震災復旧のボランティアに参加することは可能ですか。

#### A3-2

技能実習生が自らの意思で業務時間外にボランティア活動に参加することは可能です。ただし、技能実習生は日本語によるコミュニケーションが不慣れなことが想定されるので、特に安全衛生の観点など十分ご配慮ください。

なお、ボランティア活動において報酬を得る場合は、資格外活動となる恐れがあるため、そのような活動に従事する場合は、事前に地方出入国在留管理官署にご相談ください。また、有償又は無償の別にかかわらず、参加を希望しない技能実習生にボランティア活動への参加を強制することはできない点に留意してください。

#### Q3-3

建設分野での技能実習について、地震による復旧・復興工事に技能実習生に従事させてもいいか。

#### A3-3

認定計画に入っている作業の範囲内である必要があります。なお、災害復旧工事において通常の工事とは異なる危険も想定されますので、技能実習生の安全配慮に十分な配慮をお願いします。

#### Q3-4

地震による復旧・復興工事において、「石綿を含む建材等が使用されている建築物等の解体等の業務」に技能実習生に従事させることになりました。必要な手続はありますか

#### A3-4

技能実習の途中で石綿を含む建材等が使用されている建築物等の解体等の業務に従事させることになった場合には、技能実習計画の変更認定を受ける（ただし、令和7年12月

8日以前に認定を受けているものであって、すでに実習開始し当該業務に継続して従事させる場合については軽微変更届出書を提出する）必要があります。その場合は、当該業務に従事する場合の留意点及び労災保険給付について、技能実習生に対して母国語で丁寧に説明し、理解を確実に得た上で、石綿を含む建材等が使用されている建築物等の解体等の業務に従事する場合の留意点や補償制度等について（参考様式第1-47号）を作成し、技能実習計画変更認定申請書（又は技能実習計画軽微変更届出書）及び技能実習の期間中の待遇に関する重要事項説明書（参考様式第1-19号）と併せて提出してください。

また、実習中に石綿を含む建材等が使用されている建築物等の解体等の業務に従事させる場合には、実習実施者は、技能実習生の健康障害を防止するための措置を講ずる必要があるほか、技能実習生の健康管理のための健康診断を実施する義務があります。また、作業手順を守り、保護具を適切に装着するなどのルールを守って技能実習を行う必要があります。

#### 4-訪問指導・監査関係について

##### Q4-1

被災地にある実習実施者への訪問指導・監査はどのように実施したらよいですか。

##### A4-1

実習を中断している場合には、時期を延期し、実習再開後速やかに行っていただくことで構いません。

実習を継続しているが、交通事情により監理団体所在地から実習場所まで行くことが不可能な場合には、運用要領記載の「他の適切な方法」により実施の上、その理由と他の適切な監査方法を監査報告書に記載願います。

##### Q4-2

震災の影響で、実習生が一時的に資格外活動の許可を得ました。資格外活動の許可を得ている期間については、監理団体は実習生の監理を行う義務が無くなるのでしょうか。

##### A4-2

監理団体の変更等がない限り、継続して監理をする必要があります。

#### 5-各種手続きについて

##### Q5-1

地震によって技能実習生が入国する前に技能実習が始められなくなった際はどのようにしたらよいですか。

##### A5-1

監理団体は、実習実施者から技能実習を行わせることが困難となった旨の通知を受けた

場合等には、実習実施者の住所を管轄する機構の地方事務所・支所の認定課に技能実習実施困難時届出書を提出してください。なお、当該届出は、困難になった事由が発生してから2週間以内の提出を求めているところですが、状況を勘案し、提出が可能となった段階において速やかに届け出ることで差し支えありません。

#### Q5-2

2号に移行する者について、入管に2号への変更申請をしたが、移行日までに変更許可を受けられず、新しい在留カードが届かない場合は、待機せずに2号開始予定日から実習を開始してよいですか。

#### A5-2

2号への変更許可を受けカードが届く前に2号の内容で実習を行うことはできません。

### 6-資格外活動許可について

#### Q6-1

地震の影響により、技能実習生を休業させることになりました。

この場合、技能実習生の収入が減るので、アルバイトをさせることは可能ですか。

#### A6-1

技能実習生は、技能実習法上実習に専念する義務があることから、「技能実習」の在留資格に該当しない活動を行うことは原則として認められませんが、地震により本来活動を行うことができない方に対しては、特例の資格外活動を許可する取扱いがされています。詳しくは地方出入国在留管理官署におたずねください。

#### Q6-2

特例の資格外活動の許可を受けましたが、その期限を経過しても元の実習実施者での再開が難しい場合はどうしたらよいですか。

#### A6-2

期限が近くなった段階でお近くの地方出入国在留管理官署にご相談ください。

#### Q6-3

特例の資格外活動許可を受ければ、実習している技能実習の職種に関係なく就労可能ですか。

#### A6-3

地震により本来活動を行うことができない方に対する資格外活動の許可の範囲内であれば、実習している技能実習の職種に関係なく、就労可能です。

Q6-4

資格外活動の許可を取って3箇月以内に元の実習実施者に戻る場合に、外国人技能実習機構への届出は必要ですか。

A6-4

不要です。